

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

指定濫用防止医薬品の濫用をした場合、保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。

指定濫用防止医薬品の販売にあたり、OTC医薬品の各区分で確認する事項に加え、以下を確認させていただきますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

購入者が18歳未満の場合、複数個・大容量の販売はできません。

- 年齢
- 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- 購入しようとする者が18歳未満である場合には、当該者の氏名
- 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲り受けの状況
- 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合、その理由
- 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- その他情報提供を行うために必要な事項

薬剤師又は登録販売者の確認後、販売の可否をご連絡いたします。

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

「指定濫用防止医薬品」は、
濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生じるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働省令で定められた、特別の注意が必要なお薬になります。

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に下記連絡先までご相談ください。

<ご購入後のご相談はこちらまで>

第一薬品工業株式会社

☆ホームページお問い合わせフォーム

☆くすり相談窓口：電話 076-435-5055

指定濫用防止医薬品の販売に関する制度に関する事項

○指定濫用防止医薬品の定義

濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品

○指定濫用防止医薬品の表示

- ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの
【指定濫用防止医薬品】
- ②上記以外のもの
【指定濫用防止医薬品(大容量)】

○指定濫用防止医薬品の情報の提供

指定第二類医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨の書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います。

○ 指定濫用防止医薬品の陳列等

サイト上では、指定濫用防止医薬品の表示を商品ごとに表示します。また、すべての指定濫用防止医薬品について、禁忌事項の確認を促すための表示、注意喚起を行ってまいります。ご購入の際は「してはいけないこと」の確認を行ってください。薬剤師又は登録販売者の確認後、販売の可否をご連絡いたします。